

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		令和 5年 9月 30日					
東京都千代田区二番町8番地8		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 永松 文彦 電話番号：03-6238-3711					
主たる業種	コンビニエンスストア	細分類番号	5 8 9 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	セブン&アイグループの「環境宣言」「地球温暖化対策に基づく基本方針」に基づき、CO2排出量の削減に努める。						
計画を推進するための体制	京都地区のオペレーションを中心に、加盟店向け省エネ啓発を継続的に実施するとともに、ISO14001に基づく環境推進体制を構築し、建築設備本部を中心に省エネ型の販売設備の開発・導入を積極的に進める。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,719.8 トン	14,572.6 トン	14,425.4 トン	14,278.2 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	14,375.7 トン	14,572.6 トン	14,425.4 トン	14,278.2 トン	0.4 パーセント	
目標の根拠	店舗設備の省エネ化及び設備更新を計画的に実施し、設置可能店舗に太陽光発電を設置、また、店舗従業員による省エネ活動によって年1%の原単位削減を実現する						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和2年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (t-CO2/延床面積)	215.32	213.17	211.01	208.86	-2.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	店舗設備の省エネ化及び設備更新を計画的に実施し、設置可能店舗に太陽光発電を設置、また、店舗従業員による省エネ活動によって年1%の原単位削減を実現する						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	・店舗への省エネ活動の啓蒙活動(省エネ動画の配信) ・設備更新 ・太陽光発電設備の設置					
	令和6年度	・店舗への省エネ活動の啓蒙活動(省エネ動画の配信) ・設備更新 ・太陽光発電設備の設置					
	令和7年度	・店舗への省エネ活動の啓蒙活動(省エネ動画の配信) ・設備更新 ・太陽光発電設備の設置					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	地区事務所勤務者は車両通勤を原則禁止。					
	上記の措置を採用する理由	上記の取組が浸透しており本計画においても実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・セブン-イレブン記念財団を通じた、環境市民団体への助成活動を継続実施。 ・CSRレポート・ホームページ等での情報発信 ・店舗における石油由来のプラスチックの削減施策としてスプーンなどのカトラリーは一部店舗で環境配慮型カトラリーに変更、また、店内の販促物を環境配慮型素材に変更することでプラスチック使用量を12%削減しています。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。